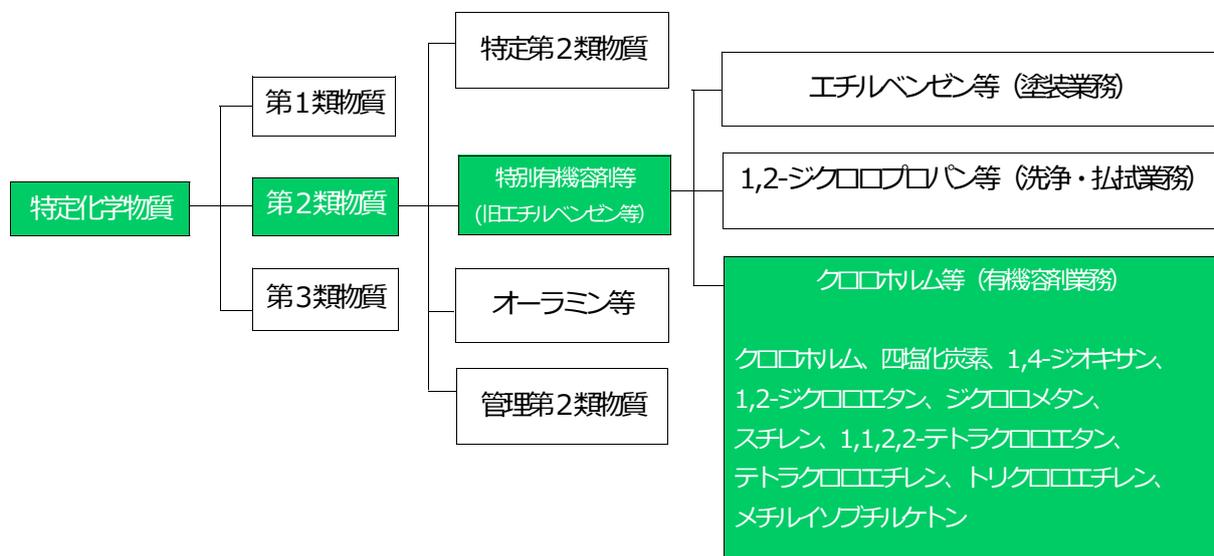


未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

クロホルムほか9物質が、特定化学物質障害予防規則(特化則)の第2類物質に指定され「特別有機溶剤」として規制・管理されます。



併せて、エチルベンゼン等、1,2-ジクロロプロパン等も「特別有機溶剤」として規制されます。

施行日 平成26年11月1日

局所排気装置の設置・届出・定期自主検査ならびに
 作業環境測定についてのお問い合わせは下記担当者まで
 対策エンジ課 尾崎克年、渡邊大輔(局排の設置・届出・検査)
 作業環境課 中西正彦、青柳容子(作業環境測定)
 営業部 望月久彰
 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 規制対象業務

「クロロホルムほか9物質^(※)」及び「クロロホルムほか9物質の含有物」を用いて行う、室内における有機溶剤業務(有機溶剤中毒予防規則 第1条の6)が対象となります。(但し、「容器・梱包への表示」は、有機溶剤業務のみではなく、すべての物が対象となります。)

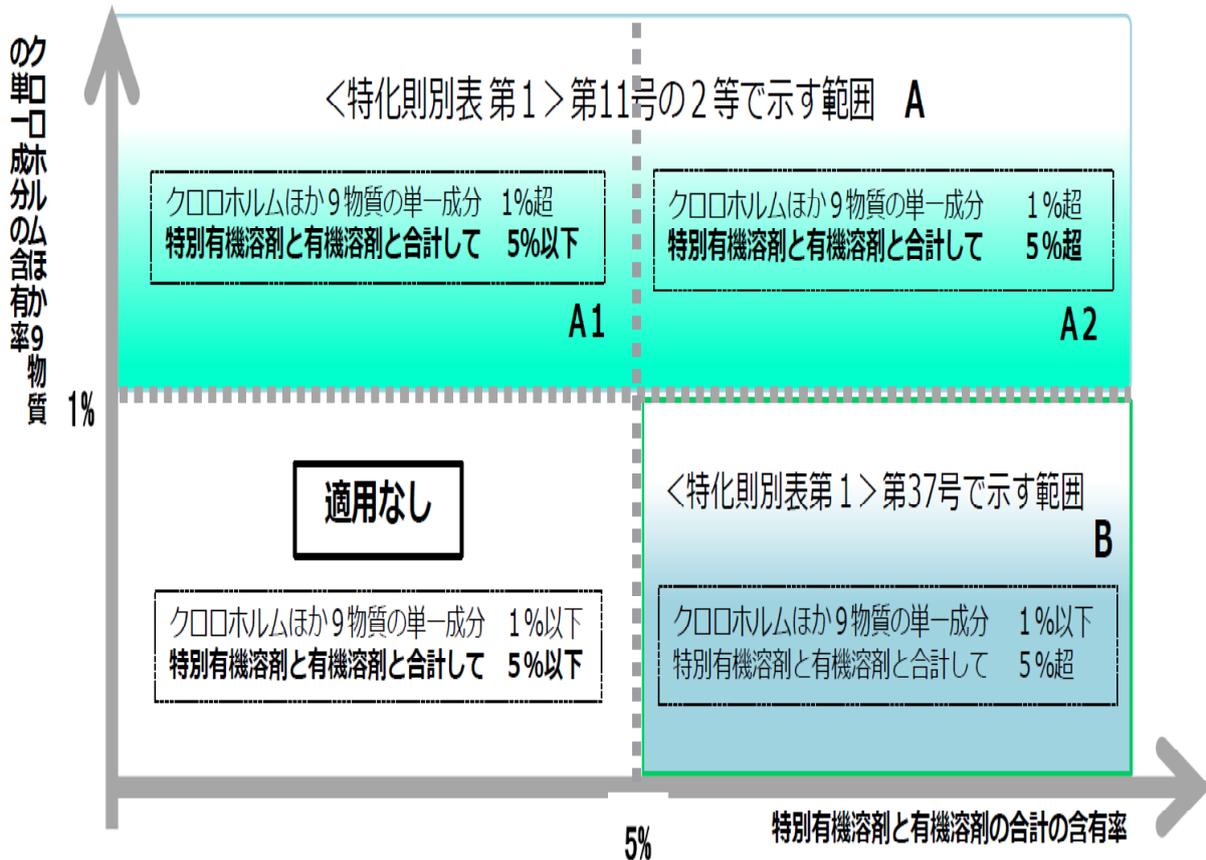
(※)クロロホルムほか9物質とは、

- ①クロロホルム
- ②四塩化炭素
- ③1,4-ジオキサン
- ④1,2-ジクロロエタン
- ⑤ジクロロメタン
- ⑥スチレン
- ⑦1,1,2,2-テトラクロロエタン
- ⑧テトラクロロエチレン
- ⑨トリクロロエチレン
- ⑩メチルイソブチルケトン

2. 規制対象濃度

特別有機溶剤は、有機則で規制されている有機溶剤と合わせて使用されている場合が多く、その場合は特別有機溶剤の含有率及び有機溶剤の含有率により、規制内容が異なります。

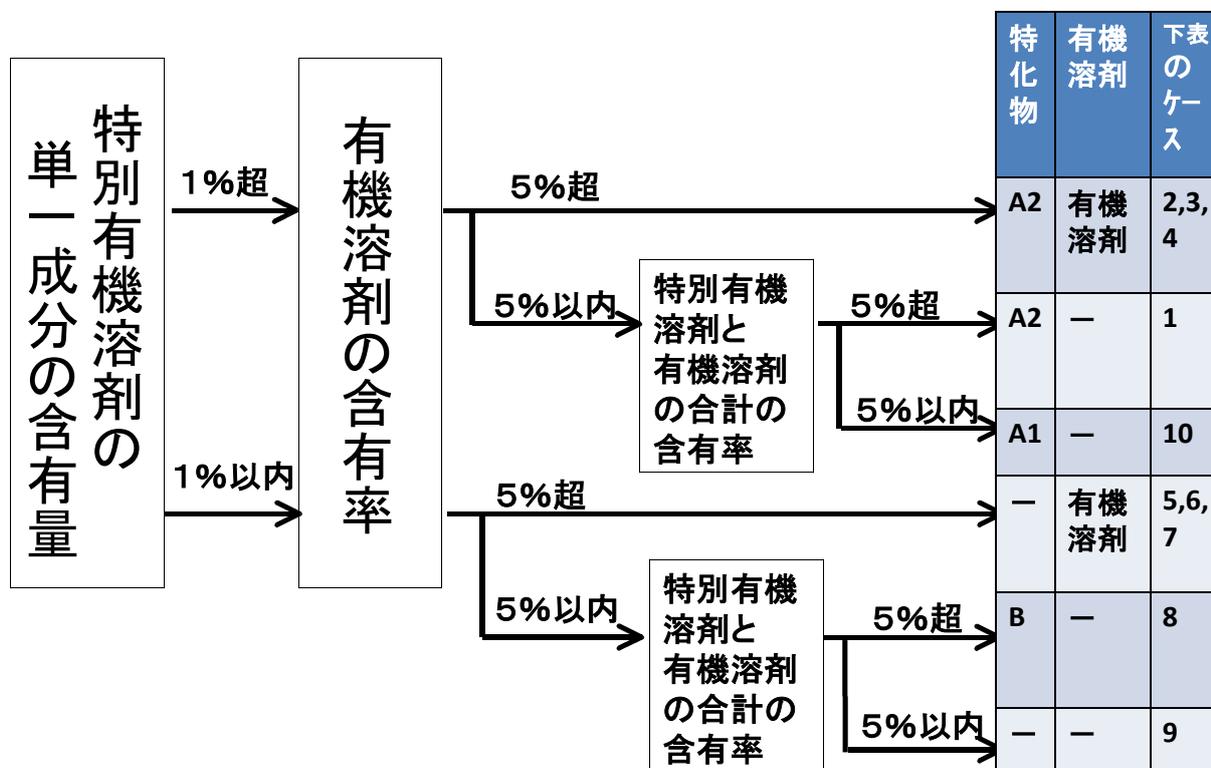
規制対象となる特別有機溶剤の含有物は下図A1、A2、Bの部分です。



3. 特定化学物質と有機溶剤の判定

特別有機溶剤の単一成分が1%を超えるものは「特化則」が適用され、有機溶剤の含有率が5%を超えるものは、「有機則」が適用されます。

特別有機溶剤の単一成分が1%以下で、かつ有機溶剤の含有率が5%以下のものについて、特別有機溶剤と有機溶剤の合計含有率が5%を超えるものは「特化則」が適用されます。



4. 特化則と有機則の適用例

ケース	メチルイソブチルケトンの含有率 (%)	トルエンの含有率 (%)	特別有機溶剤と有機溶剤の合計の含有率 (%)	規制外物質の含有率 (%)	適用法令と濃度範囲
1	40	0	40	60	特化則適用(A2)
2	30	10	40	60	特化則適用(A2) 有機則適用
3	5	35	40	60	特化則適用(A2) 有機則適用
4	3	37	40	60	特化則適用(A2) 有機則適用
5	1	39	40	60	有機則適用
6	0.5	39.5	40	60	有機則適用
7	0	40	40	60	有機則適用
8	1	5	6	94	特化則適用(B)
9	0.5	4	4.5	95.5	適用なし
10	2	2	4	96	特化則適用(A1)

5. 措置内容の変更点

- 平成26年11月1日より義務化
- ◎ 平成27年11月1日より義務化

措置内容	改正前の主な条文 (有機則)	改正後の主な条文 (特化則)	主な変更点	濃度範囲		
				A1	A2	B
発散抑制措置	有機則第5条	特化則第38条の8 (有機則第5条準用)	継続 従来と同様の措置 (局所排気装置等の設置) が必要です。★	◎	●	●
定期自主検査	有機則第20条第2項	特化則第38条の8 (有機則第20条第2項準用)	継続 従来と同様の措置 (局所排気装置等の1年以内ごとに1回の検査) が必要です。★	◎	●	●
作業主任者	有機則第19条第2項	特化則第27条第1項	新規 有機溶剤作業主任者講習修了者から特定化学物質作業主任者の選任が必要です。★	◎	●	●
作業環境測定と記録の保存	有機則第28条第2項、3項 (単一又は混合物成分の測定と3年間保存)	特化則第36条第1項、3項	新規 クロロホルムほか9物質の単一成分 (1%超の場合) の測定が必要です。記録は30年間の保存が必要です。★	◎	●	●
		特化則第36条の5 (有機則第28条第2項、3項準用)	継続 特別有機溶剤と有機溶剤の混合物 (合計して5%超の場合) の測定が必要です。記録は3年間の保存が必要です。	●	●	●
作業環境測定評価と記録の保存	有機則第28条の2第1項、2項 (単一又は混合物成分の測定評価と3年間保存)	特化則第36条の2第1項、3項	新規 クロロホルムほか9物質の単一成分 (1%超の場合) の測定の評価が必要です。記録は30年間の保存が必要です。★	◎	●	●
		特化則第36条の5 (有機則第28条の2第1項、2項準用)	継続 特別有機溶剤と有機溶剤の混合物 (合計して5%超の場合) の測定の評価が必要です。記録は3年間の保存が必要です。	●	●	●
健康診断	有機則第29条第2項、3項、5項 (有機則健診の実施)	特化則第39条第1項	新規 現在の作業従事者について、クロロホルムほか9物質の単一成分 (1%超の場合) の特化物健診が必要です。★	●	●	●
		特化則第39条第2項	新規 過去の作業従事者について、ジクロロメタン単一成分 (1%超の場合) の特化物健診が必要です。(※ジクロロメタン洗浄・払拭業務のみ) ★	●	●	●
		特化則第41条の2 (有機則第29条第2項、5項準用)	継続 現在の作業従事者について、特別有機溶剤と有機溶剤の混合物 (合計して5%超の場合) の有機溶剤健診が必要です。	●	●	●
健康診断結果の保存	有機則第30条 (有機溶剤等健康診断個人票の5年間保存)	特化則第40条第2項	新規 クロロホルムほか9物質の単一成分 (1%超の場合) の特化物健診の様式 (特定化学物質健康診断個人票) により記録が必要です。記録は30年間の保存が必要です。★	●	●	●
		特化則第41条の2 (有機則第30条準用)	継続 特別有機溶剤と有機溶剤の混合物 (合計して5%超の場合) の有機溶剤健診の様式 (有機溶剤等健康診断個人票) により記録が必要です。記録は5年間の保存が必要です。	●	●	●
健康診断の結果報告	有機則第30条の3 (有機溶剤等健康診断結果報告書の提出)	特化則第41条	新規 クロロホルムほか9物質の単一成分 (1%超の場合) の特化物健診の様式 (特定化学物質健康診断結果報告書) により報告が必要です。★	●	●	●
		特化則第41条の2 (有機則第30条の3準用)	継続 特別有機溶剤と有機溶剤の混合物 (合計して5%超の場合) の有機溶剤健診の様式 (有機溶剤等健康診断結果報告書) により報告が必要です。	●	●	●
掲示	有機則第24条第1項	特化則第38条の8 (有機則第24条第1項準用)	継続 従来と同様の措置 (人体に与える影響、取扱注意事項の掲示) が必要です。なお、掲示内容が一部変更となります。★	●	●	●
区分表示	有機則第25条第1項、2項	特化則第38条の8 (有機則第25条第1項、2項準用)	継続 従来と同様の措置 (有機溶剤の区分表示) が必要です。★	●	●	●
溶剤の貯蔵	有機則第35条	特化則第25条第1項	新規 特化則に基づく堅固な容器・確実な包装が必要です。★	●	●	●
		特化則第25条第5項	新規 特化則に基づく貯蔵場所へ立入禁止、蒸気の排出設備の措置が必要です。★	●	●	●
空容器の処理	有機則第36条	特化則第25条第4項	新規 特化則に基づく発散防止措置、一定の保管場所へ集積の措置が必要です。★	●	●	●

・★印の措置は今回の改正で、従来有機則の対象となっていなかった「クロロホルムほか9物質の単一成分で1%超、かつ特別有機溶剤と有機溶剤の合計の含有率が5%以下のもの」も対象に追加されます。(経過措置あり)